

## 特定健診・特定保健指導の有用性調査事業業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

特定健診・特定保健指導の有用性調査事業

### 2. 目的

特定健康診査（以下「特定健診」という。）は40～74歳の被保険者等に毎年実施され、生活習慣病の早期発見のきっかけとなりうるが、本県の特定健診実施率（令和5（2023）年度）は本県医療費適正化計画の目標（70%）を下回る60.8%となっており、特に市町国の被保険者の特定健診実施率が38.1%と、他の被保険者の実施率（協会けんぽ63.1%、健保組合・共済等81.9%）に比べ、低値となっている。

そこで、通院している者でも特定健診を受けることにより新たな疾病（受診勧奨判定値等になった検査値）が発見されることがあるか、特定保健指導を受けることによりどの程度検査値が改善し、医療費が抑制されるかを検証し、その結果を特定健診等を受ける意義を感じていなかった層への受診啓発や市町の特定健診等実施率の課題抽出に利用することで、特定健診・特定保健指導の実施率向上、ひいては医療費適正化に繋げる。

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月10日まで

### 4. 業務内容

当該事業に係る次の業務を実施する。

#### (1) 市町データ分析

ア. 栃木県内の全25市町を分析対象とする。

※栃木県内の市町国民健康保険被保険者数は、令和8（2026）年1月末時点で約36万人である。

イ. 分析に使用するデータは、県が一括で提供することとし、受託者は県が指定する場所（宇都宮市内）で、当該データを受領すると同時に、県立会いのもと匿名化処理を行う。

ウ. 分析のために提供するデータは、原則次のとおりとする。

- ・ 医科外来レセプト
- ・ 調剤レセプト
- ・ KDB被保険者台帳
- ・ 健診結果

※データはCSV等とし、紙レセプトは含まない。

※各データの対象期間は、下記オに記載のとおりである。

エ. 分析に使用するデータは、県が一括で提供することとし、受託者は県が指定する場所（宇都宮市内）で、当該データを受領すると同時に、県立会いのもと匿名化処理を行う。

オ. 受託者は、県から提供されたデータを活用し、以下 a～c の分析を実施する。

**a. 特定保健指導終了者の翌年度の保健指導レベルの改善状況**

(a) 対象者

令和 4(2022)年度時点で 40～74 歳の市町国民健康保険加入者のうち、令和 5(2023)年度末まで継続して当該保険に加入していた者

(b) 分析内容

令和 4 年度に特定保健指導対象者及び非対象者について、A～H に分け（表 1）、性・年齢階級別（5 歳刻み）に翌年度の特定健診結果から、保健指導判定がどのように推移するかを分析する。

保健指導判定は表 2 で示す 4 分類とし、結果は%で取り扱う（例：「特定健診の結果が良好のため、特定保健指導の対象外」に移行した者が 19.5%）。

表 1 分析対象者の分類

A	令和 4 年度の積極的支援に参加し、6 ヶ月後の評価を終了した者（積極的支援終了者）
B	令和 4 年度の動機付け支援に参加し、6 ヶ月後の評価を終了した者のうち令和 4 年度時点で 40～64 歳の者（動機付け支援終了者（40～64 歳））
C	令和 4 年度の動機付け支援に参加し、6 ヶ月後の評価を終了した者のうち令和 4 年度時点で 65～74 歳の者（動機付け支援終了者（65～71 歳））
D	令和 4 年度の積極的支援の対象になったが、指導に一度も参加しなかった者（積極的支援不参加者）
E	令和 4 年度の動機付け支援の対象になったが、指導に一度も参加しなかった者（動機付け支援不参加者）
F	令和 4 年度の積極的支援の対象になり、一度以上参加したが、6 ヶ月後の評価を終了しなかった者（積極的支援中断者）
G	令和 4 年度の動機付け支援の対象になり、一度以上参加したが、6 ヶ月後の評価を終了しなかった者（動機付け支援中断者）
H	令和 4 年度の特定保健指導の対象にならなかった者（特定保健指導非対象者）

表2 保健指導判定

①	特定健診の結果が良好のため、特定保健指導の対象外
②	動機付け支援
③	積極的支援
④	高血圧症、糖尿病または脂質異常症の薬物治療をしているため、特定保健指導の対象外

**b. 特定保健指導終了後の検査値・医療費の推移**

(a) 対象者

令和4(2022)年度時点で40～71歳の市町国民健康保険加入者のうち、令和7(2025)年度末まで継続して当該保険に加入していた者

(b) 分析内容

令和4年度の特定保健指導対象者を、表3のとおりA～Dの介入群と対照群に分け、特定健診の結果<sup>※1</sup>及び医療費<sup>※2</sup>について、令和4年度から令和7年度まで性・年齢階級別(5歳刻み)で比較を実施する。

なお、比較に際しては、ベースラインとなる令和4年度対n年後、令和n年度対令和n+1年度の2種類の比較を実施し、1年後(令和5年度)から3年後(令和7年度)の分析を行うにあたり、年度ごとに、特定健診を受診し検査値が確認できる者のみを対象とし、4年間連続受診にこだわらない。(表4)

また、医療費の比較についても同様に、ベースラインとなる令和4年度対n年後、令和n年度対令和n+1年度の2種類の比較を実施し、1年後(令和5年度)から3年後(令和7年度)の分析を行うにあたっては、年度ごとに、検査値の推移の分析対象者のみを対象とする。(表4)

群間の統計学的な比較を行う。

※1 腹囲、体重、血圧(収縮期、拡張期)、中性脂肪、HbA1c

※2 生活習慣病3疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症)の含まれる入院外医療費及び調剤費。ただし、分析結果に大きな影響を及ぼす悪性新生物を含むレセプトは除く。

表3 分析対象者の分類

	介入群	対照群
A	令和4年度の積極的支援に参加し、6ヶ月後の評価を終了した者 ※推定：600名	令和4年度の積極的支援の対象になった者のうち、支援に一度も参加しなかった者及び中断者(不参加者と中断者は統合せず、独立した群として取扱う) ※推定：2,000名(不参加者、中断者合計)

B	令和 4 年度の動機付け支援に参加し、6 ヶ月後の評価を終了した者のうち令和 4 年度時点で 40～64 歳の者 ※推定：3,440 名 (B、C 介入群合計)	令和 4 年度の動機付け支援の対象になったが、支援に一度も参加しなかった者及び中断者のうち令和 4 年度時点で 40～64 歳の者 (不参加者と中断者は統合せず、独立した群として取扱う) ※推定：5,700 名 (B と C の不参加者、中断者合計)
C	令和 4 年度の動機付け支援に参加し、6 ヶ月後の評価を終了した者のうち令和 4 年度時点で 65～71 歳の者	令和 4 年度の動機付け支援の対象になったが、支援に一度も参加しなかった者及び中断者のうち令和 4 年度時点で 65～71 歳の者 (不参加者と中断者は統合せず、独立した群として取扱う)
D	A～C の介入群に該当する者 (合算) ※推定：4040 名	A～C の対照群に該当する者 (合算)

表 4 分析結果の記載方法

1	ベースラインとの比較	<p>ベースライン (R4 年度) と n 年後 (R4+n 年度) の検査値・医療費の差*の平均を比較する。 * (n 年後の検査値) - (ベースライン検査値)</p> <p>腹囲 男性60～64歳</p> <p>■ 積極的支援終了者 ■ 積極的支援中断者 ■ 積極的支援不参加者</p> <p>(上) 結果のまとめ方の一例 (縦軸の単位は cm)</p>
2	前年度との比較	<p>前年度 (R n 年度) と翌年度 (R n+1 年度) の検査値・医療費の差*の平均を比較する。 * (R n+1 年後の検査値) - (R n 検査値)</p> <p>腹囲 男性60～64歳</p> <p>— 積極的支援終了者 — 積極的支援中断者 — 積極的支援不参加者</p> <p>(上) 結果のまとめ方の一例 (縦軸の単位は cm)</p>

### c. 特定健診で未治療の疾病が発見されるか

#### (a) 対象者

令和 4(2022)年度時点で 40～74 歳の市町国民健康保険加入者のうち、令和 5(2023)年度末まで継続して当該保険に加入していた者

#### (b) 分析内容

生活習慣病<sup>※1</sup>治療中の者に、特定健診で治療中の疾病とは関連性のない検査値で異常<sup>※2</sup>が発見されることがあるかを調査する。

方法としては、令和 4(2022)年度医科外来レセプトデータより生活習慣病治療者を抽出し、同者が令和 4(2022)年度特定健診で保健指導判定値または受診勧奨判定値となった項目と突合する。

結果は「高血圧症の薬物治療をしている者で、HbA1c が保健指導判定値を超過していた者 ○○○人」等、疾病と検査項目を組み合わせで表記する。

併せて、上記の者の令和 5(2023)年度医科外来レセプトデータで、前年度に保健指導判定値又は受診勧奨判定値となった項目に関する受療行動を取っているかを確認する。

※1 生活習慣病 3 疾病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症）のみを対象とし、医科外来レセプトから疾病を抽出する。

※2 「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」に記載された保健指導判定値及び受診勧奨判定値を基準とし、BMI や腹囲は対象としない。

#### (2) 分析結果資料の作成

受託者は、栃木県全域計及び 25 市町ごとに（1）で得られた結果をまとめた「分析結果資料」を作成し、分析コメント（データの傾向と解説、データから見える各市町の特徴等）を記載する。

なお、分析結果をとりまとめる際は、医学分野や公衆衛生分野等の学識経験者や有資格者等が監修等を行うこと。

#### (3) 市町向け研修会の開催

・受託者は、市町に向けた次の a から c の内容を含めた研修会を県と調整の上開催する。なお、研修会は 1 回開催とし、宇都宮市内を開催地とした実地開催又はオンライン開催とする。

a. 本事業の取組内容

b. 分析結果の見方に関する解説

c. 栃木県及び各市町（又は結果が特徴的な市町）の分析結果から見る現状・課題

・受託者は研修会の資料作成を行う。提出期限は 5（2）に記載したとおり。

・研修会の参加者の募集、とりまとめ及び名簿作成については、県が行う。

## 5. 成果物の提出等

### (1) 成果物の内容、形態及び部数

内容	形態	数量
分析結果資料	電子データ（CD-R に保存） ※市町別にファイルを分けて保存すること。 ※PDF の場合は編集可能な形式（EXCEL 等）も併せて保存すること。	1 部
	紙媒体 ※市町別に編綴すること。	5 部
市町向け研修会資料	電子データ（CD-R に保存）	1 部
	紙媒体	5 ～60 部※
事業報告書	紙媒体	1 部

※部数は、研修会の開催方法（実地又はオンライン）の別により決定する。

### (2) 納入期限

内容	納入期限
分析結果資料、市町向け研修会資料	令和 9 (2027) 年 2 月 19 日まで
事業報告書	令和 9 (2027) 年 3 月 10 日まで

### (3) 納入場所

栃木県保健福祉部健康長寿推進課

## 6. スケジュール（予定）

令和 8 年

7 月中旬 契約締結、分析に関する打合せ

8 月上旬 データ匿名化処理、分析に関する打合せ

～ 2 月 データ分析、進捗報告

令和 9 年

～ 2 月 19 日 「分析結果資料」及び「市町向け研修会資料」作成・提出

～ 3 月上旬 市町向け研修会開催

～ 3 月 10 日 実績報告書提出

## 7. 委託料の支払い

栃木県が検査し、本業務の完了を確認した後に支払うものとする。

## 8. 著作権等の帰属

報告書等の成果物に係る知的財産権等は栃木県が保有する。

## 9. 個人情報の保護等

受託者は本業務の履行に際して、別紙「個人情報取扱特記事項」のほか、個人情報の保護に関する法律および厚生労働分野における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン等を遵守し、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

また、本業務に必要な個人情報に関わるデータの提供を受けた場合には、業務完了後、返還又は栃木県の立ち会いのもと、受託者において消去すること。

## 10. データ及び資料等の取扱

### (1) 複写及び複製

栃木県から提供を受けた栃木県の所有するデータ及び資料等（以下「データ等」という。）の複写、複製を行う場合については、書面により、栃木県の承諾を得るものとする。

### (2) 消去

データ等について、委託業務完了後、委託業務に使用した記憶装置及び記録媒体からの消去が完了したときには、書面により、栃木県に対して報告するものとする。

## 11. 栃木県情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）及び栃木県情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）の取扱

### (1) 基本方針の取扱

栃木県は、受託者に対し、基本方針を提示するものとする。

### (2) 対策基準の取扱

栃木県は、受託者に対し、対策基準を提示するものとする。

ただし、栃木県は、委託業務に関し必要に応じて、対策基準の範囲を限定して提示するものとする。

受託者は、栃木県から提示された対策基準を、この契約の目的の範囲内においてのみ使用するものとし、第三者に開示し又は漏らしてはならない。

## 12. 報告様式等

### (1) 委託業務の実施状況及びセキュリティ対策の報告

栃木県から委託業務の実施状況及びセキュリティ対策について報告を求められたときには、書面により報告するものとする。

### (2) 事故等の報告

委託業務の実施に際して事故等を生じ、もしくはセキュリティ事故の発生のおそれがあることを知った場合には、書面により、栃木県に対して報告するものとする。

### 13. 責任者

受託者は、委託事業の実施に関する責任者を定め（責任者を変更した場合も同様とする。）、書面により栃木県に報告しなければならない。

### 14. その他

- (1) 委託事業の実施に当たって、栃木県と必要な協議及び打合せを十分に行い、栃木県の指示に従って事業を進めること。
- (2) この仕様書に定めない事項であっても、栃木県が必要と認める軽微な事項については、栃木県と協議の上、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) 受託者は、栃木県と協議した内容を適切に保管すること。

## 別記1

### 栃木県情報セキュリティ特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、栃木県（以下「甲」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

#### (業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

#### (作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

#### (技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

##### (1) アクセス制御

- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
- (2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
- (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
- (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づき提供が求められた場合

(2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況に

ついて報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 14 条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第 15 条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 16 条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第 17 条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第 10 条第 1 項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第 19 条 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第 20 条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、管轄する地方裁判所又は簡易裁判所

を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。